

青少年の体験活動の 推進について

平成23年5月

スポーツ・青少年局 青少年課

体験活動に関する法令等の規定

○学校教育法

第31条 小学校においては、前条第1項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

○社会教育法

(市町村の教育委員会の事務)

第5条

14. 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

○教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定)

＜施策の基本的方向＞

基本的方向1：社会全体で教育の向上に取り組む

①学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる。

◇放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり

基本的方向2：個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

②規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる

◇体験活動・読書活動等の推進

基本的方向3：教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

基本的方向4：子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

学校教育と自然体験活動

新学習指導要領では、自然体験活動の充実が求められている

○**小学校学習指導要領(平成20年3月)** ※中学校学習指導要領中にも同趣旨の規定あり

第1章 総則の第1(抜粋)

(略) 道德教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、**集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道德性の育成が図られるよう配慮しなければならない。**

第3章 道德の第3(抜粋)

(略) 集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなど、児童の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

第5章 総合的な学習の時間の第3(抜粋)

(3) 自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。

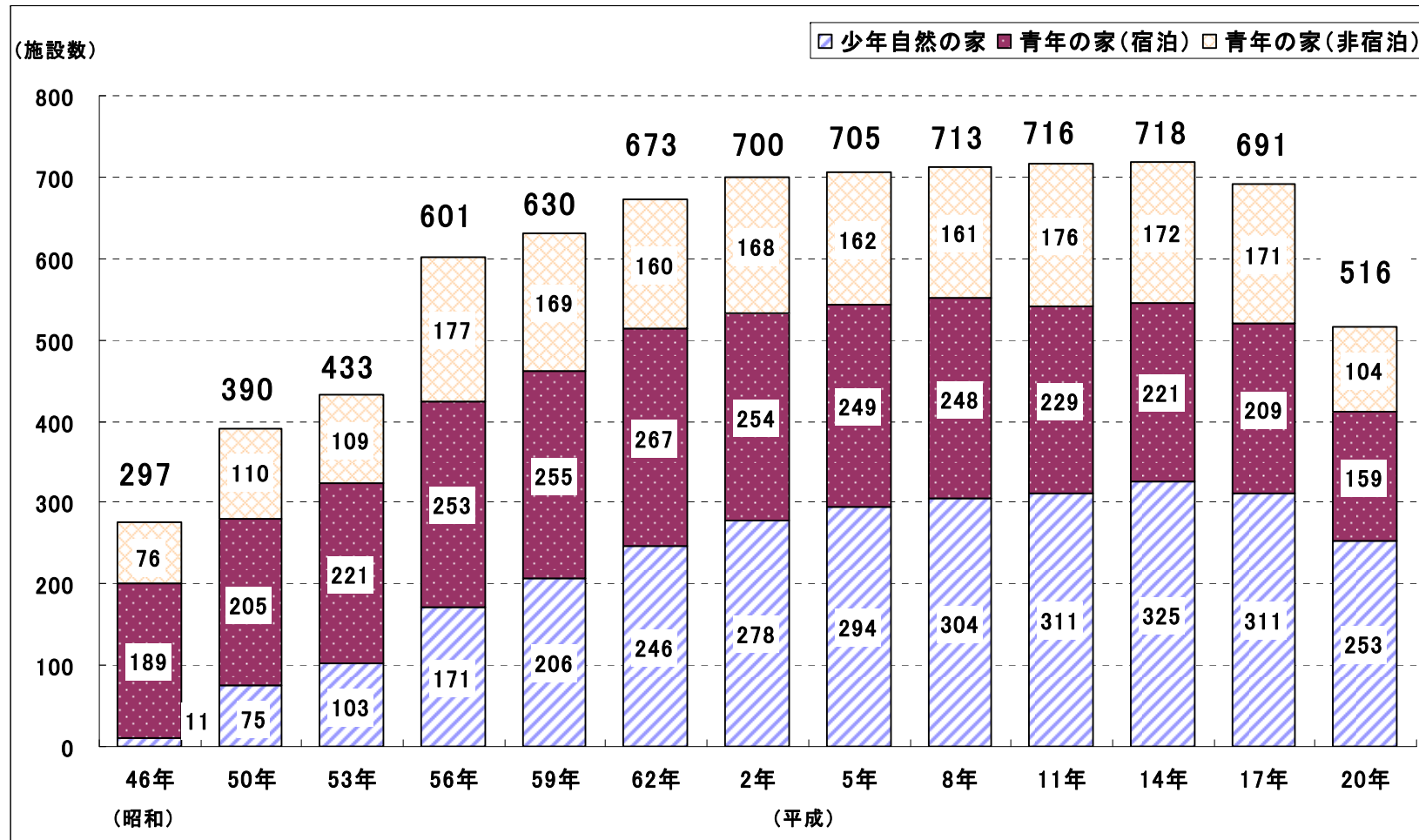
(4) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること。

第6章 特別活動の第2(抜粋)

自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道德などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

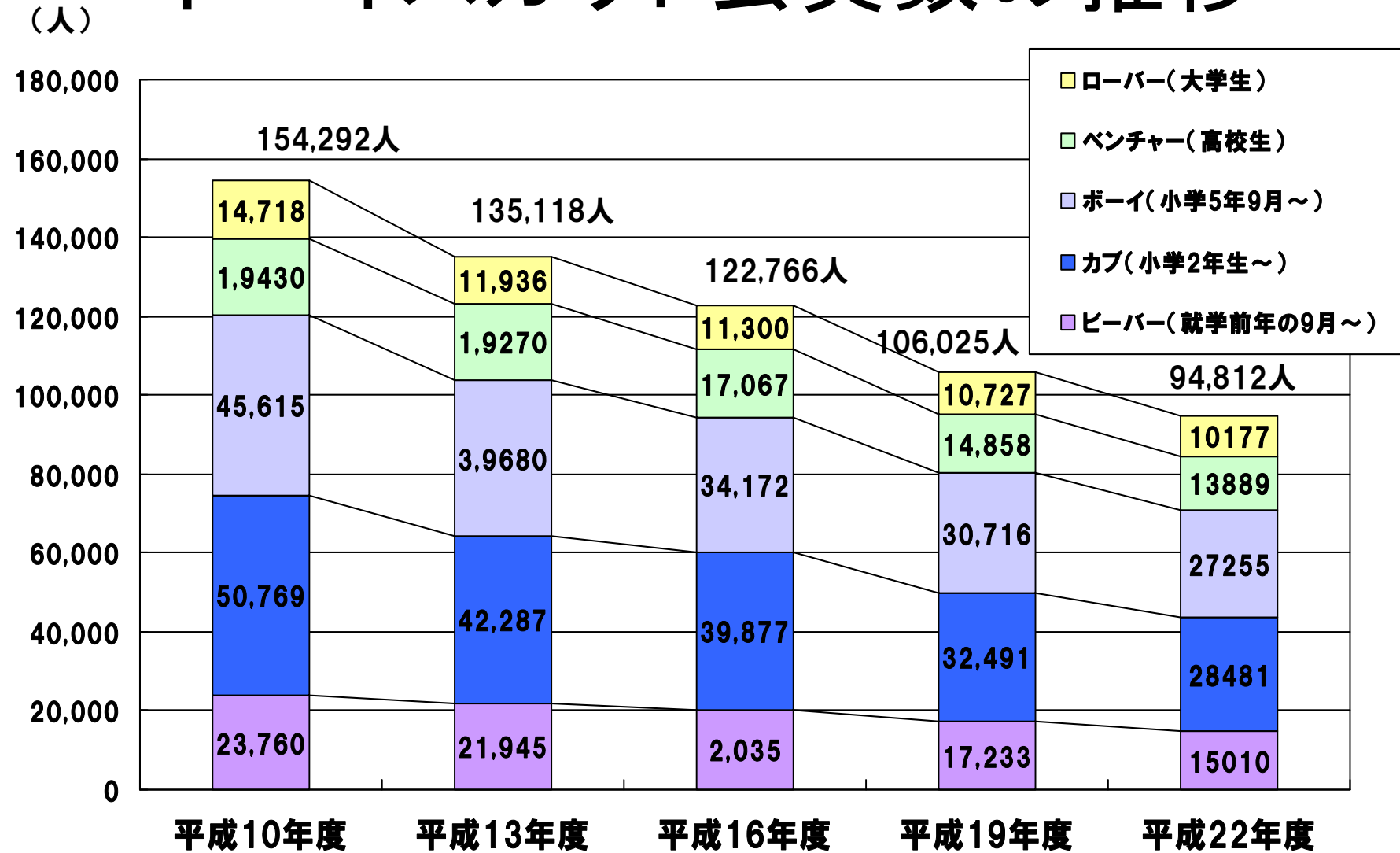
公立青少年教育施設数の推移

※文部科学省 社会教育調査



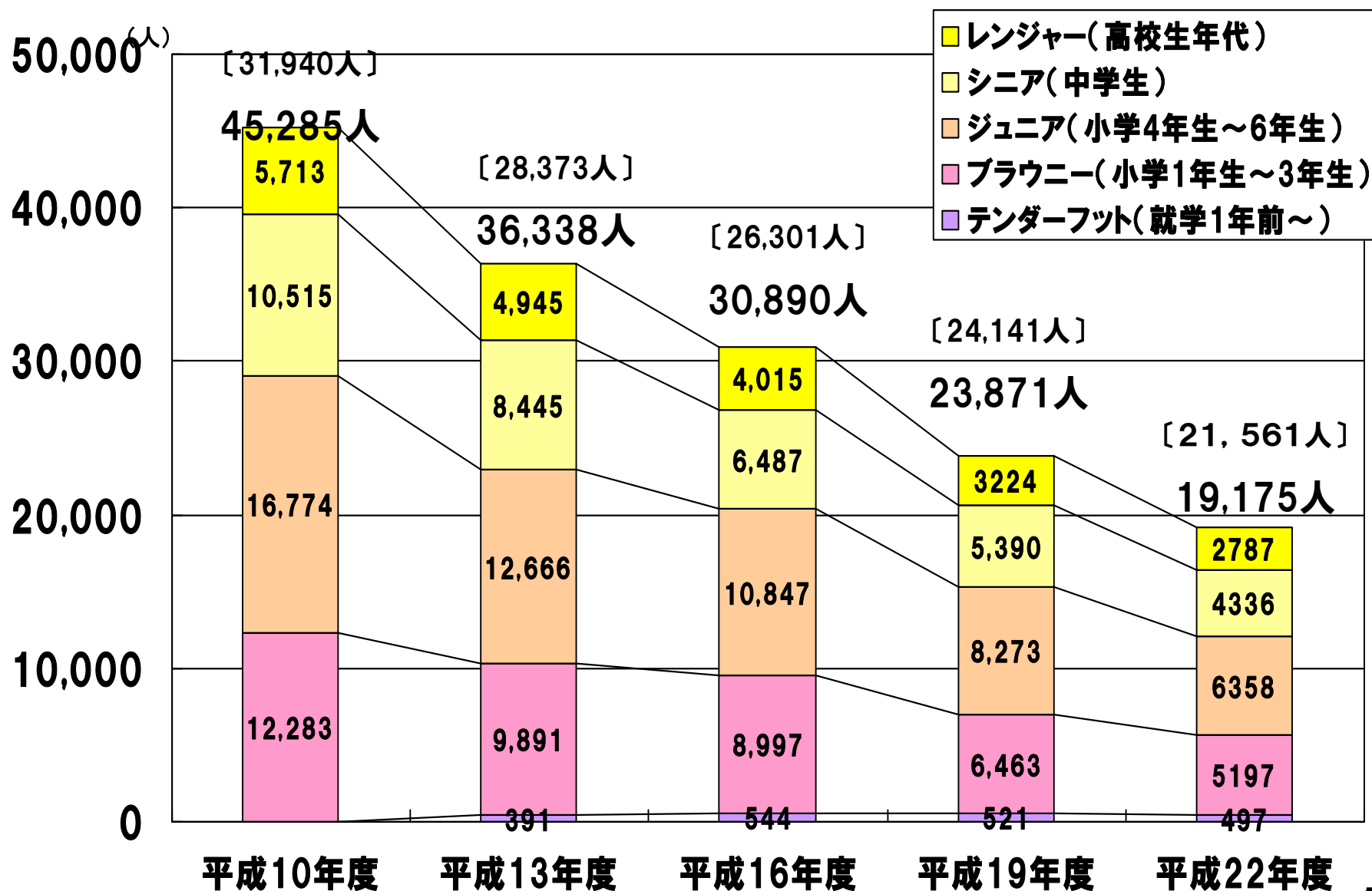
青少年教育施設の指定管理導入率	
17年度 16.7%	20年度 33.5%

ボーイスカウト会員数の推移



(公財)ボーイスカウト日本連盟調べ

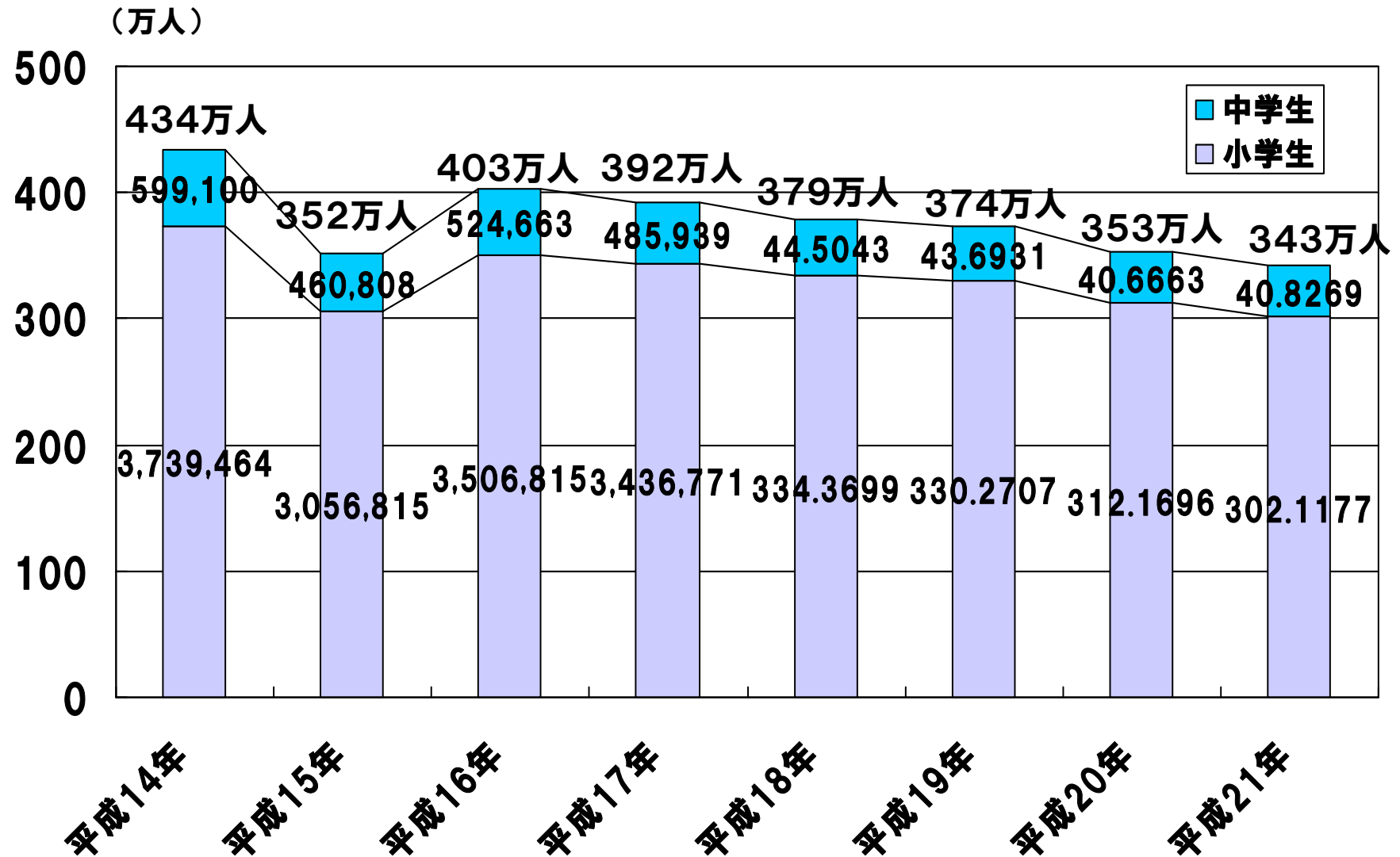
ガールスカウト会員数の推移



(注) []内の数字は成人会員で外数

(社)ガールスカウト日本連盟調べ

子ども会加入者数の推移



子どもの体験活動の実態に関する調査研究

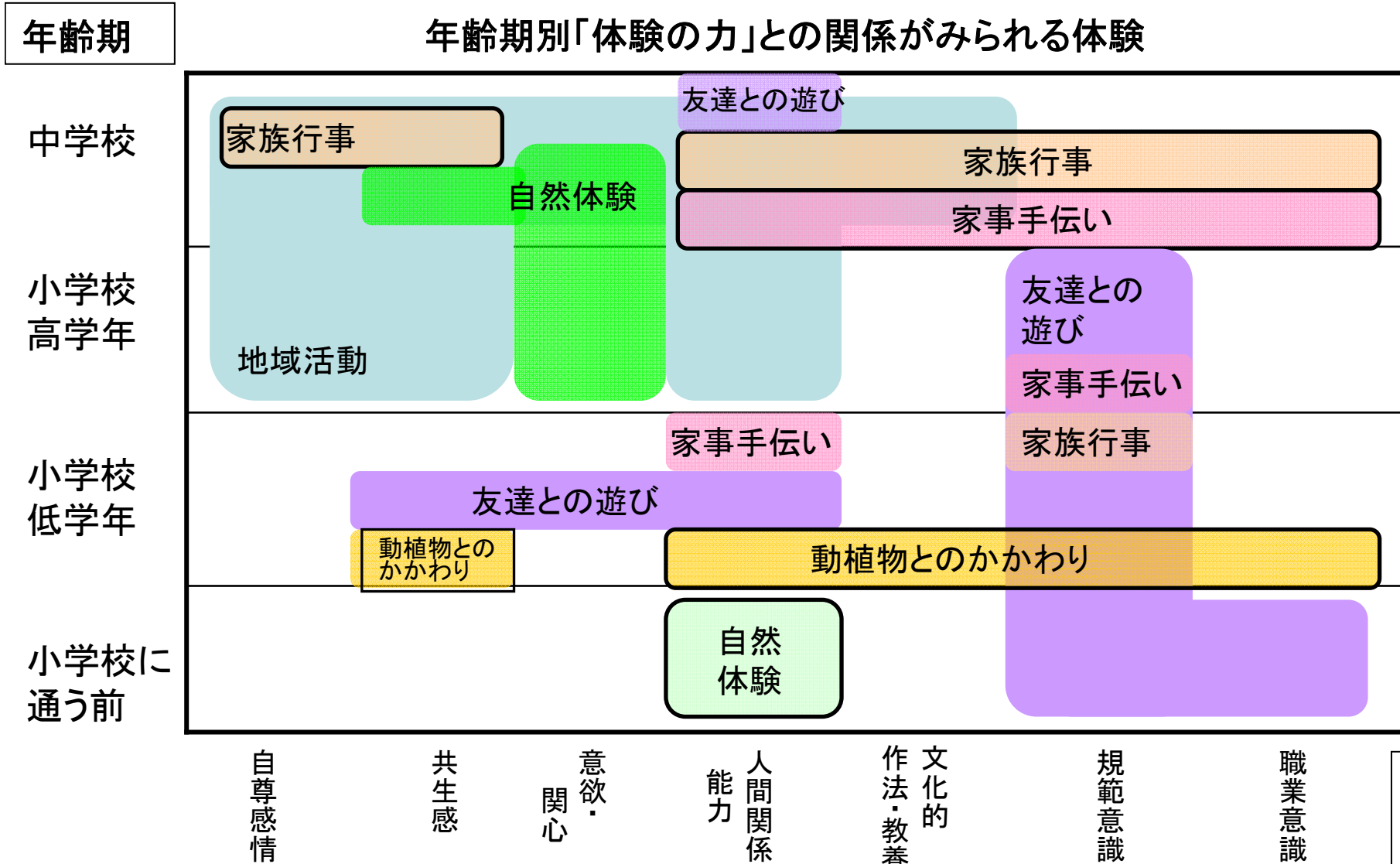
平成22年10月 独立行政法人国立青少年教育振興機構

本研究は、子どもの頃の体験を通じて得られる資質・能力を検証し、人間形成にとってどの時期にどのような体験をすることが重要になるのかを明らかにすることを目的とした。



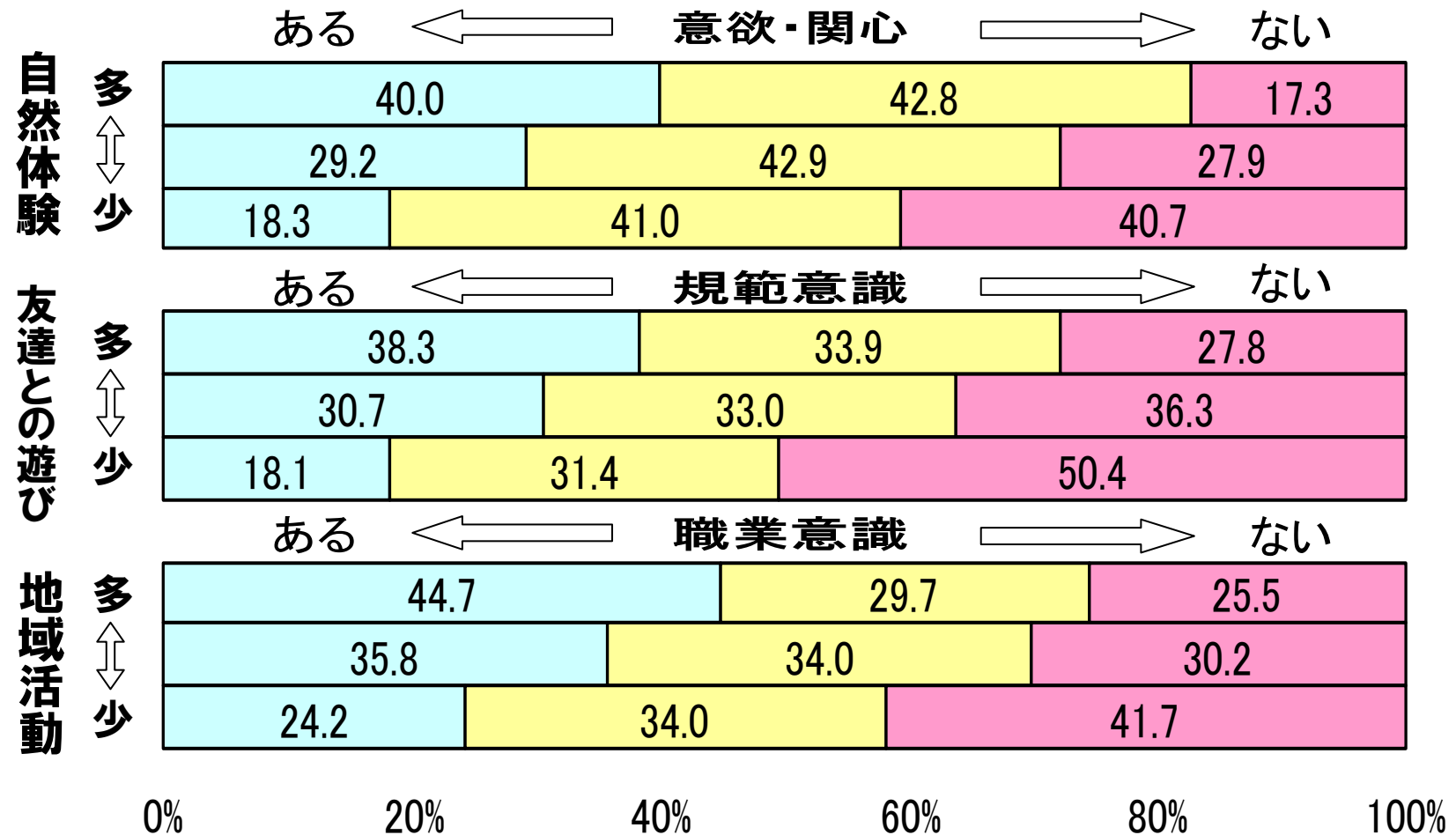
青少年の自然体験をめぐる状況

小学校低学年までは友達や動物との関わり、
小学校高学年～中学生までは地域や家族との関わりが大切



体験活動の効果

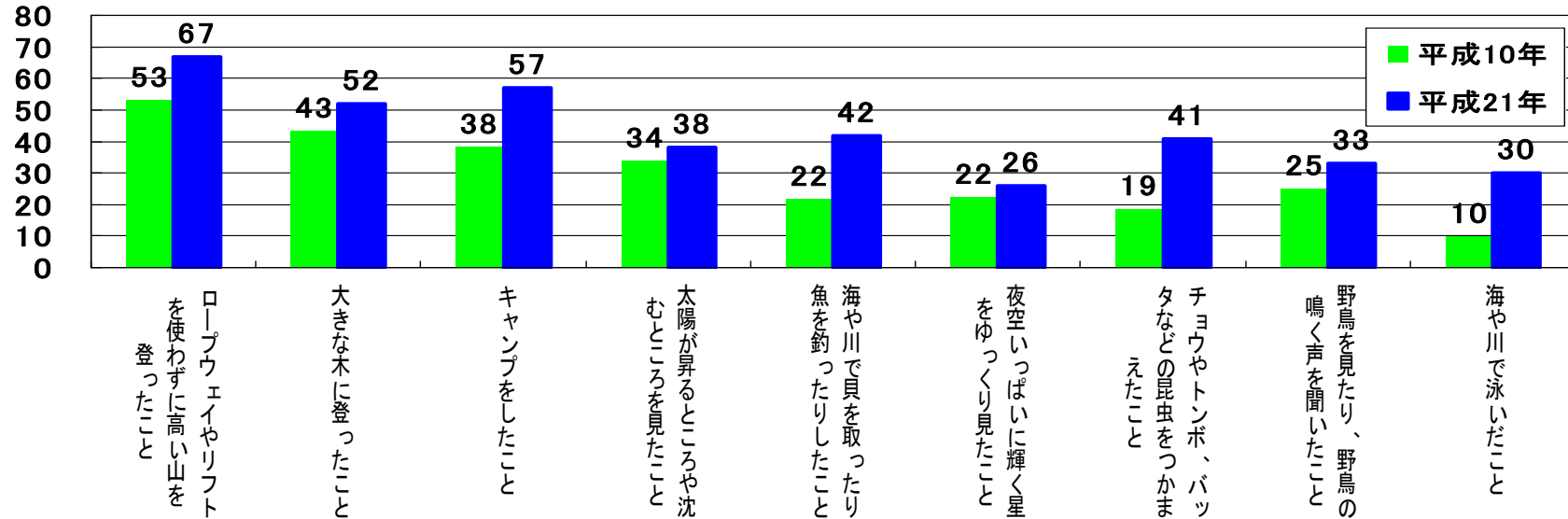
子どもの頃の体験が豊富な大人ほど、意欲・関心や規範意識が高い人が多い。



青少年の自然体験をめぐる状況

自然体験を行ったことのある青少年の割合が年々減少

○次の自然体験について「ほとんどしたことがない」割合



○夏休みにおける自然体験活動への参加割合

